

○長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱

平成22年9月1日告示第301号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間建築物の吹付け建材に使用されているアスベストの含有調査を実施する者に対し、予算の範囲内で長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する建築物石綿含有建材調査者をいう。
- (3) アスベスト含有調査 建築物の吹付け建材について行うアスベストの含有の有無及び含有量に係る調査であって建築物石綿含有建材調査者により行われるものをいう。
- (4) 分析方法 J I S A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、J I S A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）、J I S A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）、J I S A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）又はこれと同等以上の精度を有する調査方法をいう。
- (5) 民間建築物 国、地方公共団体その他の公的機関が所有又は管理する建築物以外の建築物をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 吹付けアスベストが施工されているおそれがあるもの
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けて建築されたもの
- (3) アスベスト含有調査に関して、他の国庫補助金等を受けていないもの
- (4) 区分所有の建築物については、管理組合の議決を得ているもの
- (5) 共同所有の建築物については、共同所有者全員の同意が得られているもの
- (6) 管理者若しくは管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条に規定する団体をいう。以下同じ。）の代表者が補助金の交付を受けようとする場合又は複数の者が所有する建築物である場合は、所有者全員の同意が得られているもの
- (7) 解体（除去）する予定がないもの
- (8) 増改築等の予定がないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者又は管理者若しくは管理組合の代表者であること。
- (2) この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物のアスベスト含有調査であって、第8条の規定による補助金の交付決定後に着手し当該調査に着手する日の属する年度の末日までに完了することのできる調査とする。

2 補助対象事業は、補助対象建築物1棟につき1回限りとし、原則として1敷地につき1回限りとし

する。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、アスベスト含有調査に要する経費で、分析機関に対して支払う経費（消費税を除く。）とし、1棟当たり25万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の位置図（縮尺1/2,500以上で区域を赤色で明示したもの）
- (2) 建築物の配置図（対象建築物を赤色で明示したもの）
- (3) 建築物の平面図（吹付け材の施工場所、検体の採取場所を明示したもの）
- (4) 建築確認通知書の写し（建築概要書の写し）
- (5) 現況写真（建物の外観及び吹付け材の施工状況がわかるもの）
- (6) 建築物の所有権を証する書面（登記事項証明書又はその他所有権が推定できるもの）
- (7) 区分所有の建築物については、管理組合の組合規約及びアスベスト含有調査を実施することを議決したことを証する書面
- (8) 共同所有の建築物については、共同所有者全員が、アスベスト含有調査を実施することを同意したことを証する書面
- (9) 管理者若しくは管理組合の代表者が補助金の交付を受けようとする場合又は複数の者が所有する建築物である場合については、所有者全員の同意書
- (10) 複数の分析機関からの見積書又はその写し
- (11) 市税及び国民健康保険料（税）の完納証明書（納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないことを証明するもの）
- (12) アスベストの含有調査を行う建築物石綿含有建材調査者の建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書等の写し
- (13) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、その交付を決定し、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定するに当たり、必要があると認めるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、次によらなければならない。

- (1) 補助金の額に変更を生じない場合の変更にあつては、申請者は、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金内容変更申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助金の額に変更を生じる場合の変更にあつては、申請者は、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項第1号の申請書を受けた場合において、その内容がやむを得ないものと認めるときは、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金内容変更承認書（様式第5号）により、当該申請書を提出した補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第2号の申請書を受けた場合において、その内容がやむを得ないものと認めるときは、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付変更承認書（様式第6号）により、当該申請書を提出した補助決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は変更)

第10条 補助決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業中止（廃止）届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業完了実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- (2) アスベスト含有調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
- (3) アスベスト含有調査に要する費用に係る分析機関からの請求書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定の日の属する翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金確定通知書(様式第9号)により補助決定者に通知するものとする。

2 前項の確定通知を受けた補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求に基づき補助決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第85号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第94号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第148号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第151号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

長浜市長 あて

申請者	住所	_____
	氏名	_____ ㊟
	電話	(_____) - _____

長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付申請書

吹付けアスベスト含有調査に必要な費用について、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 建築物の所在地 長浜市
- 2 建築物の所有者（区分所有・共同所有の建築物については、その代表者）
氏名 _____
住所 _____
- 3 建築物の名称 _____
- 4 建築物の用途等 _____
- 5 吹付けアスベスト等の分析調査に要する費用（事業費全体）
金 _____ 円
- 6 補助対象費用 金 _____ 円
- 7 交付申請額 金 _____ 円
- 8 事業完了予定日 _____ 年 月 日
- 9 分析調査機関名 _____

※添付書類

- ① 建築物の位置図（縮尺 1/2,500 以上で区域を赤色で明示したもの）
- ② 建築物の配置図（対象建築物を赤色で明示したもの）
- ③ 建築物の平面図（吹付け材の施工場所、検体の採取場所を明示したもの）
- ④ 建築確認通知書の写し（建築概要書の写し）
- ⑤ 現況写真（建築物の外観及び吹付け材の施工状況がわかるもの）
- ⑥ 建築物の所有権を証する書面
- ⑦ 区分所有の建築物については、管理組合の組合規約及び議決を証する書面
- ⑧ 共同所有の建築物については、共同所有者全員の同意書
- ⑨ 管理者若しくは管理組合の代表者が申請する場合又は複数の者が所有する建築物については、所有者全員の同意書
- ⑩ 複数の調査機関からの見積書
- ⑪ 市税及び国民健康保険料（税）の完納証明書
- ⑫ 建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書等の写し
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

様

長浜市長



長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金については、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することとしたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 当該補助金の交付について付する条件

年 月 日

長浜市長 あて

申請者	住所 _____
	氏名 _____ (印)
	電話 () - _____

長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金内容変更申請書

長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付申請の内容の変更をしたいので、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱第9条第1項第1号の規定に基づき、申請します。

記

1 交付決定の指令年月日及び番号

_____	年	_____	月	_____	日
_____	第	_____	号		

2 交付決定額 金 _____ 円

3 変更内容 _____

4 変更の理由 _____

5 その他 _____

※添付書類

交付決定を受けた補助金申請書に添付されている書類のうち、変更が生じる部分の書類一式

(変更前後の状況を明示したもの)

長浜市長 あて

申請者	<u>住 所</u>
	<u>氏 名</u> ⑩
	<u>電 話 () -</u>

長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付変更申請書

長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付申請の内容の変更をしたいので、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱第9条第1項第2号の規定に基づき、申請します。

記

- 1 交付決定の指令年月日及び番号

年	月	日
第	号	

- 2 既交付申請額 金 円
 変更交付申請額 金 円
 変更増減額 金 円

- 3 変 更 内 容 _____

- 4 変 更 の 理 由 _____

- 5 そ の 他 _____

※添付書類

交付決定を受けた補助金申請書に添付されている書類のうち、変更が生じる部分の書類一式

(変更前後の状況を明示したもの)

様

長浜市長



長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金内容変更承認書

年 月 日付けで交付変更申請のあった標記補助金について、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付申請の内容変更を承認することとしたので通知します。

記

- 1 承認変更内容
- 2 当該補助金の交付について付する条件

様

長浜市長



長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付けで交付変更申請のあった標記補助金について、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり交付変更することとしたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| | 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| | 変更増減額 | 金 | 円 |
| 2 | 当該補助金の交付について付する条件 | | |

長浜市長 あて

申請者 住所 _____
 氏名 _____ ⑩
 電話 () —

長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業について、次のとおり完了しましたので、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業完了年月日 _____年 月 日
- 2 補助金交付決定額 金 _____円
- 3 事業実施結果
 別紙による。

※添付書類

- ①調査機関が発行した分析調査結果報告書
- ②アスベスト含有調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
- ③アスベスト含有調査に要する費用に係る分析機関からの請求書及び領収書の写し

第 年 月 日 号

様

長浜市長



長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金については、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 確定補助金額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定補助金額 | 金 | 円 |

長浜市長 あて

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話 () - _____

長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知を受けた長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金について、長浜市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により補助金を請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 確定補助金額 金 _____ 円

3 振込先

振込先口座名	
ふりがな 口座名義人	
金融機関名	銀行 農協 店所 金庫 信用組合
口座番号	普通・当座 No. ()